

大阪都市計画都市高速鉄道なにわ筋線に係る環境影響評価方法書に関する市長意見

本都市計画対象事業に係る環境影響評価方法書について、本市環境影響評価専門委員会の検討結果報告書の内容を踏まえて検討し、都市計画決定権者が考慮すべき事項を次のとおり取りまとめた。

環境影響評価の実施にあたっては、次に掲げる事項並びに同報告書の趣旨に十分配慮して実施されたい。

記

〔全般的事項〕

本事業計画による温室効果ガスの排出抑制効果及び事業計画路線の利用促進の方法について十分検討を行い、準備書にその内容を記載すること。

〔騒音、振動、低周波音〕

事業計画路線周辺の住宅や学校などの立地状況等を踏まえ、沿線における生活環境の保全について十分に考慮したうえで、適切な環境保全対策を検討し、準備書にその内容を記載すること。

〔廃棄物・残土〕

建設工事中には大量の廃棄物・残土の発生が想定されることから、工事計画の策定にあたっては、最新の技術を踏まえた工法の選定など、廃棄物等の発生抑制及び再資源化率の向上に向けた対策を十分に検討し、予測評価に反映すること。